

建設工事の中間前金払に関する事務取扱要領

令和8年1月30日

多摩市総務部長決定

(趣旨)

第1条 この要領は、多摩市契約事務規則（昭和39年多摩市規則第10号。以下「規則」という。）及び多摩市公共工事の前払金取扱要綱（昭和59年多摩市告示第62号）に規定する土木工事、建築工事及び設備工事の前金払において、中間前金払に関する事務取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(中間前金払対象工事と経費の範囲)

第2条 中間前金払の対象となる工事は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第1項に規定する土木工事、建築工事及び設備工事（以下「工事」という。）で、1件の契約金額が200万円以上の工事とし、次に掲げるものとする。

- (1) 工期の2分の1（債務負担行為又は継続費に係る契約にあっては、当該年度の工事実施期間の2分の1。以下同じ。）を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が契約金額の2分の1（債務負担行為又は継続費に係る契約にあっては、当該年度の出来高予定額の2分の1）以上の額に相当するものであること。

(中間前金払の割合)

第3条 中間前金払の割合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合とする。ただし、中間前金払と前金払の合計額は、契約金額の10分の6を超えてはならない。

- (1) 契約金額が20億円以内の場合 当該契約金額の10分の2（債務負担行為又は継続費に係る契約にあっては、各年度の出来高予定額の10分の2）を超えない範囲内
- (2) 契約金額が20億円を超える場合 当該契約金額の20分の1（債務負担行為又は継続費に係る契約にあっては、各年度の出来高予定額の20分の1）を超えない範囲内

(中間前金払の端数整理)

第4条 中間前金払は、10万円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(認定の方法)

第5条 中間前金払の認定については、次の各号に掲げる方法によるものとする。

- (1) 請負者から、中間前金払に係る「中間前金払認定請求書」（別記1号様式）と併せて、認定資料として「工事履行報告書」（別記2号様式）及び工程表（別記3号様式）を提出させるものとする。
- (2) 発注者は、請負者から中間前金払認定請求書の提出があったときは、工事履行報告書等により第2条に定める要件を満たすものであるかどうか確認を行い、当該確認の結果、要件を具備していると認めるときは、中間前金払認定書（別記第4号様式）を請負者に交付するものとする。

(3) 中間前金払の認定は、当該請求を受けた日から概ね7日以内に認定結果を通知するものとする。

(中間前金払の請求)

第6条 前条第2号の規程により中間前金払認定書の交付を受けた請負者が中間前金払の支払の請求を行う場合は、請求書に中間前金払に関する保証証明書を添付させるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成21年3月以前に入札告示等を行う対象工事については、なお従前の例による。

附 則 (平成21年10月1日決定)

この要領は、決定の日から施行し、改正後の建設工事の中間前金払に関する事務取扱要領の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則 (平成27年4月1日決定)

この要領は、決定の日から施行し、改正後の建設工事の中間前金払に関する事務取扱要領の規定は、平成26年4月1日から適用する。

附 則 (平成28年9月23日決定)

この要領は、平成28年10月3日から施行し、改正後の建設工事の中間前金払に関する事務取扱要領の規定は、平成29年4月1日から適用する。

附 則 (令和8年1月30日決定)

(施行期日)

1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の建設工事の中間前金払に関する事務取扱要領の規定は、この要領の施行の日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結する契約については、なお従前の例による。

別表 1 号様式

中間前金払認定請求書	
工事件名	
施工場所	
工期	
契約金額	
<p>上記の工事について、中間前金払に係る認定を請求します。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>多摩市長 殿</p> <p>請負者</p> <p>住 所</p> <p>氏 名</p> <p style="text-align: right;">印</p>	

別表2号様式

工 事 履 行 報 告 書

工事名			
工期			
日付			
月 別	予定工程 (%) ()は工程変更後	実施工程 (%)	備 考
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
記事欄			

課 長	係 長	監督員

現場代理人	主任(監理)技術者

別記3号様式

工 程 表

多摩市契約事務規則

工-2様式 を使用する。

第 号
平成 年 月 日

中 間 前 金 払 認 定 書

工事件名	
施工場所	
工 期	
契約金額	
請負者名	
摘 要	
<p>上記の工事について、中間前払いすることができる要件を具備していることを認定します。</p> <p style="text-align: right;">多摩市長 印</p>	

本認定書は、2部作成し、1部は請負者に返送し、1部は発注者が保管する。